

經濟論叢

第 165 卷 第 3 号

-
- Java 仮想マシンの高速化の可能性……………中 島 康 彦 1
- リスクをともなう社会での協力の進化的形成…藤 山 英 樹 29
- 自社の株式を対象とした売建
プット・オプション取引における
会計問題(2)……………池 田 幸 典 47
- カレツキの開発経済学(2)……………山 本 英 司 68
- 現代欧州重電市場の構造変化と企業再編……………岸 田 未 来 83

学 会 記 事

平成12年 3 月

京 都 大 学 経 済 学 会

自社の株式を対象とした売建プット・オプション取引における会計問題（2）

——「資本取引と損益取引の区分」と金融商品会計——

池 田 幸 典

I はじめに

本稿では、前稿（池田 [1999a]）を受けて、「自社の株式を対象とした売建プット・オプション（put option written on an enterprise's own stock）」（以下「POW」と略称）取引¹⁾における会計問題について検討する。まず、前稿における議論を提示する形で POW 取引における会計問題を整理する。つぎに当該取引についてどのように論じられ、また何が論じられており、何が論じられていないかを概観し、先行諸研究における限界を示す。そして、当該取引における諸問題に対し、前稿を踏まえて負債と持分の区分問題と持分内部の区分問題の両者を考慮しつつ、さらに「資本取引と損益取引の区分」という取引の性格づけを考慮に入れた上で筆者の結論を述べることにする。

II 問題の整理

ここでは、前稿で提起した問題点を整理する。前稿では、POW 取引について、次のような問題点があることを指摘した（池田 [1999a] 75-82ページ）。

- ① 取引の性格付けの問題
- ② POW の貸方の区分

1) 「自社の株式を対象とした売建プット・オプション」という訳語については池田 [1999a] 67ページ、脚注6)を、「POW」という略称については池田 [1999a] 67ページ、脚注7)を参照。

- ③ POW 株式に関する問題
- ④ POW の公正価値評価の問題とヘッジ会計の適用の問題
- ⑤ 取引終了時²⁾における会計処理の問題

さらに、③については、さらに3つの問題に分かれる。

- (③-A) POW 株式の表示の是非に関する問題
- (③-B) 表示した際の POW 株式の貸方の区分問題
- (③-C) 表示した際の POW 株式の相手勘定に関する借方の分類問題

これらの問題は大別すると2つに分かれる。①②④⑤は POW に関する問題であり、これらの問題については、①を考察することによって、②④⑤の解答が導き出される(第1表)。また、③は、POW 株式に関する問題である。まず開示すべきか否かで問題となり(問題③-A)、その上で開示した POW 株式について、問題が生じる。(③-B)については、(B-ア)資本(拠出資本)項目とする、(B-イ)ノーマンズ・ランド項目である「暫定的持分」とする、(B-ウ)負債とする、という3つの方法が考えられる。また、(③-C)については、(C-ア)資本金の減少とする、(C-イ)資本剰余金の減少とする、(C-ウ)資本金および資本剰余金の減少とする、(C-エ)利益剰余金の減少とする、(C-オ)自己株式とする、(C-カ)その他(例:上記(C-ア)と(C-エ)の組み合わせ、(C-イ)と(C-オ)の組み合わせなど)、という方法が考えられる。

米国における現行ルールは、財務会計基準審議会(以下「FASB」と略称)の緊急問題タスク・フォース(以下「EITF」と略称)のIssue 96-13における合意事項(EITF [1997], 以下「EITF 96-13」と略称)において規定されている³⁾。EITF 96-13では、決済方法、およびその決済方法によって引き渡されるものの性格(すなわち、引き渡されるものが資産か、持分金融商品か)に

2) 取引終了時には、POW が未行使のまま消滅するか、POW がライターによって買戻されるか、もしくは POW がホルダーによって行使されるかのいずれかである。

3) 詳細は、池田 [1999a] 67-75ページを参照。

第1表 POW 取引における会計上の問題点

	①取引の性格付けの問題	② POWの区分問題	④POWの公正価値評価とヘッジ会計の問題	⑤取引終了時における会計処理の問題
見解(A)	損益取引	負債	公正価値評価…あり ヘッジ会計適用の可能性…あり	決済方法に関わりなく、POW取引による償還損失も、オプション料収益も生じる。
見解(B)	資本取引	資本	公正価値評価…なし ヘッジ会計適用の可能性…なし	決済方法に関わりなく、POW取引による償還損失も、オプション料収益も生じない。
見解(C)	オプション料の授受取引は損益取引、自己株式の取得取引および新株の提供取引は資本取引。ただし差額現金決済による現金の提供は損益取引	負債	公正価値評価…あり ヘッジ会計適用の可能性…差額現金決済の場合にはあるが、それ以外の場合はなし	株式決済の場合には損失は生じないが、差額現金決済の場合には損失が生じる。いっぽう、オプション料収益は、決済方法に関わりなく生じる。
見解(D)	オプション料の授受取引は損益取引、決済に関する取引は資本取引	負債	公正価値評価…あり ヘッジ会計適用の可能性…なし	決済方法に関わりなく、決済による損失は生じないが、オプション料収益は生じる。

出典：池田 [1999a] 75-77ページ、79-82ページの内容を基に作成。

よって処理方法が異なり、第1表の(A)を採る場合と、(B)を採る場合がある。よって、決済方法によって、取引の性格が異なるとみなしていると考えられる。また、POW 株式については、決済方法によって、表示しない場合と暫定的持分として表示する場合とがあるが、表示する場合の POW 株式の相手勘定に関する借方の分類については「持分の減少」とするのみで、それ以外には何ら規定がない。米国の現行ルールにおいて、取引の性格付けがこのようになされる背景には、自己株式取引を含む、自社の株式の授受取引を資本取引とみなしていることがある。また、決済方法をあらかじめ仮定することによって、決済方法の多様化という、金融商品の高度化現象に対応しているものと考えられる(池田 [1999a] 82ページ)⁴⁾。また、実務ではおおむね EITF ルールに準拠し

4) しかし、その対応が、実際の決済を考慮していないため、結果的に同じ取引に、性格の異なる処理がなされ、利益が異なってくるという問題が生じる(池田 [1999a] 75ページ、82ページ)。

た会計処理がなされており、POW取引を資本取引として処理し、POWを持分、POW株式を持分から除外する点においては共通するものの、持分内部の会計処理については各企業によって異なっている（池田 [1999b] 166-182ページ）。

III POW取引の会計問題に関する従来の議論

ここでは、従来の議論において、POW取引の問題がどのように論じられてきたかを概観する⁵⁾。ただし、従来の研究は、現在のEITFルール（EITF [1997]）ではなく、過去のEITFルール（EITF [1987]）についての検討である。

1 FASBの1990年討議資料

FASBが1990年に発行した討議資料「負債金融商品と持分金融商品の区分、並びに負債と持分の両方の性質を持つ金融商品の会計」（FASB [1990]、以下「1990年DM」と略称）は、概念フレームワークに依拠した⁶⁾上でPOWについて論じている⁷⁾。

POWについては、次のように問題が提起されている。

「発行者の普通株式を対象にした売建プット・オプション（すなわちPOW—引用者注）のように、一定の金額で自社の株式の償還もしくは買

5) 日本の先行研究では、POW取引においては負債と持分の区分問題が存在すること、そしてこうした負債と持分の区分問題が、自己株式会計の問題および資本会計の問題に連動することが指摘されている（梶田 [1996] 34ページ、梶田 [1997] 43-44ページ、梶田 [1999] 40-41ページ）。

6) なお、1990年討議資料第2章においては、概念フレームワークに依拠するアプローチ（FASB [1990] pars. 59-181）と、概念フレームワークに依拠しないアプローチ（FASB [1990] pars. 182-228）が論じられている。しかし、POW等の個別項目については、概念フレームワークに依拠して論じられる。なお、FASBは1992年2月に、概念フレームワークにおける負債と持分の現行の定義を変更しない（すなわち、概念フレームワークに依拠する）ことを決定している（FASB [1993] par. 263）。

7) ただし、POW株式については、「通常、原株式（POW株式のことを指す—引用者注）が〔株式〕発行者の持分金融商品であることに、何ら問題はない」（FASB [1990] par. 97）と述べられているだけである。

戻しを(すなわち企業の所有者に資産を引渡すことを)企業に義務づける金融商品は、負債金融商品か持分金融商品か」(FASB [1990] par. 73)

この問題提起に対して、1990年 DM は、POW を持分とみなす見解と、負債とみなす見解を提示する。まず、POW を持分とする見解(FASB [1990] pars. 100-101)では、POW は自社の株式の買戻しを POW のライターに義務づけるので、POW は負債ではなく、持分であるということが主張される。また、POW が現金支出を要求するか否かは、ホルダーの行使のみによるものではなく、行使を通告された時に十分な資産と(分配しうる)持分があるか否かにもよるために POW は負債ではなく持分であることが主張される(FASB [1990] par. 100)。さらに、POW によって生じた義務(obligation)⁸⁾をホルダー(買手)が行使・消滅前に排除するには、市場で POW を買戻せばよいが、ライターは POW のホルダーから買戻しを要求されることがないので、POW は負債ではなく持分であるということが主張される(FASB [1990] par. 101)。

一方、POW を負債とする見解(FASB [1990] pars. 102-104)では、POW がなければ株式の発行者(すなわちライター)は株式を買戻す義務を有しないが、POW 取引を行うことによって、POW のライターは株式を買戻す義務(つまり、他者が要求すれば現金を支払うという、強制可能な契約上の義務)を負うので、POW は負債である、ということが主張される。この見解の下では、ライターは POW を市場価格で買戻して義務を免れ得るから POW は負債であるということが主張され、さらに、この見解の支持者は、持分と見なす見解における「POW (そのもの)は払戻す義務がないから持分とする」という見解を、「いかなる売建オプションも負債として認識しないことを正当化するために当該見解が利用される可能性がある」(FASB [1990] par. 104)と批判する。

1990年 DM では、POW について、このように論ずるが、第2章では結論

8) 本稿では、“obligation”という語を「義務」と訳している。

を出していない。しかし、転換社債等の、負債と持分の区分が問題となる複合金融商品の会計問題を扱った第4章の冒頭では、第4章での議論を行う前提として、「POW およびその他の株式買戻義務は負債である」(FASB [1990] par. 268) という結論を仮定している⁹⁾。したがって、「POW は負債である」とするこの仮定がFASBの意図する結論であろうと考えられる。その根拠は「発生の可能性の高い経済的便益の犠牲」(FASB [1985] par. 35. 平松・広瀬訳, 301ページ) という FASB 概念書第6号の負債の定義を満たすからであろうと考えられるが、1990年 DM では、POW が概念書第6号の負債の定義を満たすことについての論拠は明示されない。

このように、1990年 DM では、POW は負債である、という結論を仮定しているが、その仮定上の結論を導き出した論拠を明示していない。また、1990年 DM では、取引開始時の POW の区分のみを問題としており、取引終了時の問題や、決算時の公正価値評価やヘッジ会計適用の問題を論じていない。さらには、POW 株式を表示した際に生じる、POW 株式の問題については、その貸方について、何の論拠もなく持分としているにすぎない。そして、POW 株式の相手勘定に関する借方の分類については、何ら論じていない。

2 米国会計学会・財務会計基準委員会の提言

米国会計学会(以下「AAA」と略称)・財務会計基準委員会(Financial Accounting Standards Committee, 以下「FASC」と略称)は、FASBの1990年DMに対して、コメントしている。まず、FASCは、FASB概念フレームワークにおける財務諸表の構成諸要素について、現在の定義を変更する必要はないと論じ、負債と持分の区分の必要性を主張する(AAA・FASC [1993] pp. 105-106)。その上で、1990年DMが提示する諸問題について回答している

9) 1990年討議資料第4章における、議論の前提は、「概念フレームワークの負債と持分の定義に依拠すること」(FASB [1990, par. 269])と「株式を発行する義務(たとえばワラントなど)および優先株式は持分とする一方で、現金を引き渡す義務(たとえばPOW)は負債とすること」(FASB [1990] par. 268)の2つである。

(AAA・FASC [1993] pp. 108-112)。

POW 取引に関する問題について FASC は、POW を負債と考える一方で、POW 株式は負債ではないと考えている (AAA・FASC [1993] p. 109)¹⁰。ただし、POW 株式も負債であるとする少数意見もある (AAA・FASC [1993] p. 109)。

しかし POW については、結論に対して論拠がなく、単なる提言にすぎない。また、この提言も 1990年 DM と同様、取引開始時の分類のみを問題にしており、POW の公正価値評価や、償還した際の償還コストの増加に関する処理、あるいは表示した際の POW 株式の相手勘定に関する借方の分類、という諸問題に関しては言及していない。

3 小 括

これらの研究は、POW 取引について部分的にしか結論を出していない。また、結論に対して論拠がないものもあり、FASC のように単なる提言であったり、FASB 1990年 DM のように論拠のない仮結論であったりする。POW 取引全体を見渡すと、更なる問題が生じる。そこで、次節では、POW 取引全体を見渡した上で、当該取引が引き起こす会計問題について検討したい。

IV POW 取引に関する会計問題の検討

ここでは、POW 取引に関する会計上の問題点について検討する。前述のように、POW 取引に関する会計問題には大きく分けて、1 POW に関する問題、2 POW 株式に関する問題、という2つの問題がある。

10) なお、FASC は、POW 株式は負債ではない、と述べているだけなので、この言及だけでは、POW 株式を持分とするのか暫定的持分とするのか、不明瞭である。しかし、FASC は、現行の負債と持分の区分線の維持を提言しているので、この提言によると、POW 株式は暫定的持分ではなく、持分として分類されることになる。

1 POWに関する問題

① 取引の性格付けの問題

まず、POW取引をいかに性格付けるかが問題となる。EITF 96-13は、決済方法（あるいは決済方法の選択）によって資本取引とされるべき場合と損益取引とされるべき場合があることを規定している。さらに、決済方法の選択権がある場合には、一定の決済方法を事前に仮定することによってPOW取引の性格を決定する。たしかに、決済時に受払するものが資産であれば「発生の可能性の高い経済的便益の犠牲」（FASB [1985] par. 35. 平松・広瀬訳, 301ページ）というFASBの負債の定義を満たすので負債となり、受払するものが株式等の持分金融商品であればFASBの負債の定義を満たさないから持分となるのかもしれない。しかし、決済方法と、決済方法によって引き渡される対象物の性格（すなわち、引き渡されるものが現金等の資産であるか、持分金融商品であるかということ）によって、POW取引の性格が決定されるのであろうか。決済方法の選択がある場合、現金等の資産と持分金融商品のどちらで決済されるのかは、決済されねば明らかにならない。EITFルールに従うと、決済まではPOW取引の性格は不明であり、いずれかの決済を仮定することによって取引に性格を与えているにすぎない。それはあくまでも仮定であって、実際の決済方法を考慮していないために、最終的な結果が同じであるのにも拘らず決済方法の選択の有無によって全く異なる会計処理がなされる可能性がある（池田 [1999a] 75ページ）という批判ができるであろう。よって、オプション料の受払取引と、決済に係る取引を分かつたず、POW取引を全体として一個の取引とみなし、その取引の性格を画一的に決定することには無理がある。かりに株式等の持分金融商品の移動を資本取引とみなすならば、決済時に持分金融商品の移動が実際にあった時に、その持分金融商品の移動に係る取引のみを資本取引とみなせばよいものと考えられるが、そうであるからといってオプション料の受払取引に、POW取引終了時の決済方法の仮定を影響させることには、問題があると考えられる。したがって、POW取引の性格を考慮する際

には、オプション料の受払取引と決済に係る取引は別個の取引と見るべきである。

そこで問題となるのは、自己株式取引の性格付けである(梶田 [1997] を参照)。なぜなら、決済時に POW が行使されれば自己株式取引が生じる可能性があるからである。

自己株式の性質に関する見解は、大別すると資産説と自己資本減少説¹¹⁾に分かれる。米国では、会計理論上、Bentley や Montgomery や Esquerré が主張した資産説 (Bentley [1911] pp. 173-174, Montgomery [1912] p. 138, Esquerré [1914] pp. 332-333) を論破した自己資本減少説が、歴史的にも優勢である。このような見解は Sunley や Paton によって主張され (Sunley [1915] p. 429, Paton [1919] pp. 327-335), 現在でも米国では支配的である。米国の会計基準設定団体は自己資本減少説を支持し、FASB も従来の会計基準設定団体の見解を踏襲し、「自己株式は資産ではない」(FASB [1990] pars. 116, 129)¹²⁾と述べ、自己資本減少説を支持している。会計実務においては、1930年代前半までは資産として表示する企業が多かったが、資産処理を行うことによって自己株式配当収益や自己株式売却益が計上されることから、自己株式取引が1929年の大恐慌以降、利益操作や株価維持や投資に濫用されたため (Holt and Morris [1934] p. 507, Rueschhoff [1978] p. 2), 米国の政府や証券取引所はこのような実務を改め、利益や株価を歪めることにつながる自己株式取引を減少させるために様々な方策を採ってきた (Holt and Morris [1934] pp. 507, 510, Rues-

11) 厳密には、自己資本減少説にはいくつかのバリエーションがある(伊藤 [1996] 204-263ページ)が、本稿ではこれらを一括して自己資本減少説とする。ここで自己資本減少説というのは、自己資本のいずれかの項目を減少させるべきである、という考え方であるが、自己資本のいかなる項目をどれだけ減少させるかについては、様々な見解が存在し、いくつかのバリエーションを生んでいる。「資本減少説」としないで「自己資本減少説」とするのは、本稿では「資本」を「拠出資本」の意味で用いており(池田 [1999a] 66ページ、脚注3)を参照)、いわゆる「資本減少説」の中に「利益剰余金減少説」が含まれるがゆえに、本稿でいう「資本(拠出資本)」と、いわゆる資本減少説にいうところの「資本(自己資本)」とは、指し示す範囲が異なるからである。

12) 1990年DMにおいてFASBは、その理由として、「企業の純資産の一部への請求権はそれ自体、純資産の金額を決める要因にはなり得ない」(FASB [1990] par. 116)ことを挙げている。

chhoff [1978] pp. 3-4) が、とくに自己株式売却益に課税することを定めた1934年の税法改正の影響により、資産説に基づく会計実務が大幅に減少する一方で自己資本減少説に依拠した会計実務が定着し、現在に至っている (Rueschhoff [1978] p. 4)。自己株式の問題は会計の問題であると同時に法律の問題でもあるが、米国の1977年改正カリフォルニア州会社法や、1980年改正模範事業会社法のように、自己株式の取得とともに減資手続きがなされるならば、自己株式を自己資本の減少として会計処理せざるをえないであろう。自己株式の問題は紙幅の都合上、別稿に譲るが、本稿ではさしあたり、自己株式取引を、米国における通説に従い資本取引とみなし、自己株式を自己資本の減少と仮定する。

しかし、かりに自己株式取引資本取引説が主張され、自己株式を含む自社の株式の移動が資本取引であるとしても、自社の株式の移動のみを資本取引と見なすべきであって、かつてのEITFルール、すなわちIssue 87-31における合意事項 (EITF [1987], 以下「EITF 87-31」と略称) のように、自社の株式の取引が資本取引であることを理由として、POW 取引全体を資本取引とみなし、一切損益が発生しないとするのは、株式の発行取引および自己株式の取得取引を資本取引とすることを定めた APB 意見書第9号第28項 (APB [1966] par. 28. 日本公認会計士協会国際委員会訳, 132ページ) の拡大解釈であって、オプション料を受払すること自体は株式に係る取引ではないと考えられる。たしかに POW は、自社の株式の授受を引き起こしうるが、POW 自体は自社の株式の授受を引き起こすきっかけであるに過ぎず、POW のオプション料を受払する取引は、決済時における自社の株式の授受とは別の性格を持った取引であると考えられる。というのも、オプション料は株主から受け取ったものであるが、それは資本拠出の反対を引き起こしうるものであり、これを資本拠出とすると、資本拠出の反対を引き起こしうる資本拠出となり、このような資本拠出が存在しうるとは考えられないからである。よって、オプション料の受取は資本拠出とは言い難く、少なくとも POW 取引全体を資本取引とすることに対

しては、疑問を抱かざるをえない。

ゆえに筆者としては、少なくともオプション料の受払取引は損益取引とみなすべきであり、決済時に自社の株式の移動があれば、その場合の取引を資本取引と見るべきか否かを考慮すべきである、と考える。換言すれば、少なくとも第1表の見解(B)は採るべきではないと考えられる。

そのうえで、POW取引から自社の株式の移動取引が起こった場合、その取引をいかに性格付けるかを考えてみたい。

POW取引において、自社の株式が移動する場合は、現物決済の場合と、差額現物決済の場合である。現物決済の場合、ライターは自己株式を取得する。一方、差額現物決済の場合、ライターは自己株式もしくは新株を提供しなければならない。よって、差額現物決済の場合、自己株式が関係する場合と、新株が関係する場合とがある。しかし、自己株式が関係する場合と新株が関係する場合とで異なる性格付けを行うと、企業に都合の良い方を選択する権利を与え、利益操作の温床となる。よって、いずれの場合も同じ性質の取引と見なければならぬ。また、差額現金決済の場合と、それ以外の場合とで異なる性格付けを行うと、やはり企業に都合の良い方を選択する権利を与え、利益操作の温床となる。よって、決済方法によって性格付けを変えるべきではなく、見解(C)も採るべきではない、と考えられる。

残るは見解(A)と見解(D)である。いずれを採るかは、自己株式の性格付けによる。すなわち、見解(A)を採れば、POW取引全体が損益取引となり、見解(D)を採ればPOW取引のうち、オプション料の受払は損益取引になるが決済に係る取引は資本取引になる。すでに述べたように、ここでは自己株式を持分の減少とすると仮定しているので、この立場からは見解(D)を採るべきであるという結論が導き出される¹³⁾。

13) 見解(D)に対しては、オプション取引は原則的にはゼロサム・ゲームであるのに、そのことに反する会計処理がなされる、という批判が生じるかもしれない。このような立場からは見解(A)を採るべきである、という結論が導き出されるであろう。しかし、自己株式の性格によって見解(A)か見解(D)かが決まる以上、自己株式が資本取引であるならば、見解(D)を採らなければい

② 取引開始時における POW の貸方の区分問題

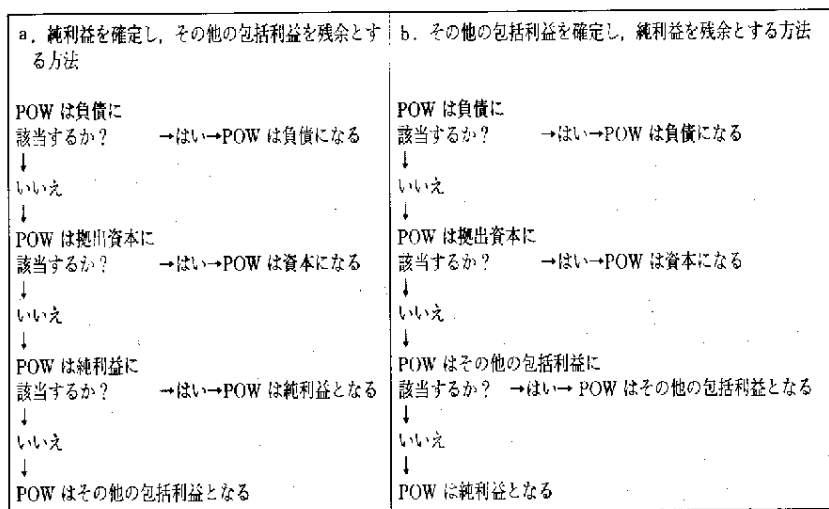
POW 取引開始時には、POW が貸方に生じるが、POW の貸方の区分問題については、負債と持分の区分と持分内部の区分の両者が関連する（池田 [1999a] 77ページ）。かりに資産・負債アプローチに依拠すると、負債の定義を満たさないものが残余として持分とされる。しかし、持分の内部には資本（拠出資本）、利益（留保利益を含む）、その他の包括利益、という項目が存在し（池田 [1999a] 66ページ）、持分内部の区分も重要である。そこで、持分の内部に存在する項目のうち、どれを先に定義するかが問題となる。

通常は、利益を計算する際には資本を確定した上で利益を残余とし、利益は独立して測定されないと考えられるので、資本が先に定義される。そのように考えると、資本と利益の区分問題は「資本か否か」という問題になる。さらに現在では、資本でない「利益」内部の区分が、包括利益論として問題視される。その他の包括利益や稼得利益には明確な定義がなされていないが、一方を確定して、もう一方を残余とすることには変わりはなく、利益を確定して残りをその他の包括利益するか、その他の包括利益を確定して残りを利益とするかのいずれかである（弥永 [1998] 178ページ）。いずれが優れているかはひとまず置いて、いずれにせよ、利益は資本によって稼得されたものであるとみなせば、持分内部では資本が先に定義されるべきであって、POW の区分もそれにしたがって考える必要がある。もしこのことが資産・負債アプローチに組み込まれるならば、第1図のような関係が導き出されるであろう。

かりに FASB の負債の定義に従うと、POW 行使によって資産が引き渡されると仮定されれば負債となり、POW 行使によって持分金融商品が引き渡されると仮定されれば負債にならず、持分になる。しかし、その考え方には、先に述べたように取引の性格付けに関して問題があり、ゆえに筆者としては、この方法は承服しがたい。

そこで、「資本と利益の区分」にそって POW の区分を考察していくと、第

第1図 POWの区分に関する考え方のフローチャート



1表のようになり、そして先に述べたように第1表の見解(D)を前提とすると、POWは決済方法に関わりなく、負債(前受収益)とされるべきである。負債とみなした以上、POWについて、持分内部の区分を論ずる必要はないと考えられる¹⁴⁾。

③ POWの公正価値評価の問題とヘッジ会計の適用問題

POWの公正価値評価の問題は、公正価値評価の是非に関する問題と、公正価値評価した際にその評価損益をいかに区分するかという問題があり(池田[1999a] 79-80ページ)、さらにヘッジ会計の適用に関する問題がある(池田[1999a] 80-81ページ)¹⁵⁾。第1表の見解(D)を前提とすると、米国ならばオ

14) これは見解(A)を採った場合でも同じである。ただし、見解(A)では普通の売建プット・オプション取引と同じであるという説明が成立するが、見解(D)においては、このような説明は成立しない。

15) こうした問題はPOWに限らず、金融商品会計全体の問題として論じられる問題である。しかし、本稿では、金融商品全体に対する公正価値評価の問題やヘッジ会計の適用問題を論じることは行わず、すでにあるオプション取引の会計処理基準に、POWを当てはめるにとどめている。

プジョン取引の会計処理基準である FASB 基準書第133号に従い、POW は決算時に公正価値評価されるべきであり、その評価損益を、稼得利益を構成する一要素として損益計算書に計上する (FASB [1998] par. 18 (a)) べきであると考えられる。なぜなら、見解(D)の下では、決済に係る取引は資本取引であり、オプション料の受払取引との間にヘッジ関係は成立しないからである¹⁶⁾。

かりに「自己株式取引は資本取引である」という、筆者の当初の仮定と異なり、自己株式を資産とみなした上で見解(A)を採れば (ただしこの見解は本稿の結論ではない)、FASB 基準書第133号のヘッジ要件を満たす POW 取引である場合には、自己株式取得という予定取引に対するキャッシュ・フロー・ヘッジであるから、POW を公正価値評価した上で評価損益を計上し、評価損益はヘッジ手段である POW の公正価値変動を限度に、その他の包括利益に含まれるであろう (FASB [1998] par. 18 (c), par. 30)。ただし、その場合、FASB 基準書第133号における予定取引の要件 (FASB [1998] par. 29) を満たす必要がある。

④ 取引終了時の会計処理の問題

POW 取引の会計問題においては、取引終了時において損益が生じるか否かが問題となるが、第1表からも分かるように、取引をどのように性格付けるかによって、利得・損失が生じたり生じなかったりする。

かりに第1表の見解(A)を採れば、ライターたる企業は取引終了時において、オプション料収益も償還損失も計上すべきであると考えられる。この立場からは、現行の EITF ルールは損益が隠れてしまう可能性のあるルールといわざるをえない¹⁷⁾。しかし、本稿で筆者は、見解(D)を採るべきであると結論して

16) この見解(D)においては、「POW 取引は資本取引であるから基準書第133号の対象外である」とする基準書第133号の記述 (FASB [1998] par. 11 (a)) は再考されねばならないであろう。この点は見解(A)においても同じである。

17) しかし、損益が隠れる可能性があるとはいえ、損益の隠蔽を意図して EITF がルールを設定しているとは考えられない。かりに損益の隠蔽を意図しているならば、決済方法に関わらず POW 取引を資本取引とすればよいが、EITF は、決済方法によって、資本取引とする場合と損益取引とする場合に分けているからである。

いるので、企業は取引終了時においてオプション料収益を計上すべきであるが、償還損失を計上すべきではないと考えられる。

2 POW 株式に関する問題

2つ目の問題は、取引開始時における POW 株式の表示の是非に関する問題と、表示した際に生じる POW 株式の、貸借対照表における貸方の分類問題、および POW 株式の相手勘定に関する借方の分類問題である。

(③-A) POW 株式の表示の是非に関する問題

まず、取引開始時における POW 株式の表示の是非が問題となる。EITF のルールでは、POW 株式を表示しなければならない状況が限定されている。POW 株式とは、現物決済が行われる場合の潜在的な償還義務であり、少なくとも選択肢に現物決済が含まれている場合には、POW 株式を表示する必要があると考えられる。それ以外の場合、すなわち選択肢に現物決済が含まれていない場合には、POW 株式を表示してもその金額で償還されるわけではないが、このような取引の存在を示すためには、POW 株式を表示しても良いものと考えられる。

(③-B) 表示した際の POW 株式の貸方の区分問題

次に、表示した際の POW 株式に関する貸方側の区分が問題となる。暫定的持分として区分することを定めた EITF 87-31 の議論過程では、「POW 株式を暫定的持分とするか否か」のみが論じられ、負債か持分か、という議論はなされない (EITF [1987])。そして議論の結果として、POW 株式を負債と持分の中間項目である暫定的持分として表示するように規定している。しかし、現行の FASB の概念フレームワークの下では、貸借対照表の貸方は、負債か持分しか存在せず、暫定的持分という概念は存在しない。したがって、現行の FASB 概念フレームワークにおいては、POW 株式を負債とする見解と持分とする見解とが存在することになるであろう。

ただし、持分とみなす場合には、POW 株式（普通株式）を持分の中では資本と分類することに何ら問題はないので、持分内部の区分問題は特に問題にならない。したがって、POW 株式の区分問題は、負債と持分（持分内部では資本）の区分が問題となる。

では、POW 株式は負債か資本か。資産・負債アプローチにおいては、負債の定義が重要となる。

FASB 概念フレームワークにおいて負債は、「過去の取引または事象の結果として、特定の実体が他の実体に対して、将来において資産を譲渡する、もしくは用役を提供する現在の義務から生じる、発生の可能性の高い将来の経済的便益の犠牲」（FASB [1985] par. 35, 平松・広瀬訳, 301ページ）と定義されている。この定義を POW 株式に当てはめてみると、「発生の可能性の高い」という部分が問題となる。なぜなら、オプション行使の可能性の高低によって負債か持分かを定める「確率論的アプローチ」¹⁸⁾ が提起されているからである。仮にこのアプローチに従うと、POW がイン・ザ・マネーの時は、POW 株式が償還される可能性が高いため POW 株式は負債となり、POW がアウト・オブ・ザ・マネーの時は、POW 株式の償還可能性は低いから POW 株式は持分（持分内部では資本）となるであろう。

しかし、この「確率論的アプローチ」には問題がある。このアプローチによれば、行使されていないものが行使されたものとして処理されることになり、表示の忠実性に問題が生じる¹⁹⁾。また、行使の可能性によって POW 株式を区分する際、最終的に可能性の高低を決める者は財務諸表の作成者であり、したがって、作成者が恣意的に会計処理を行う可能性があり、客観性が保たれない。また、POW 株式の配当の処理の問題がある。負債と区分すれば POW 株式の

18) 確率論的アプローチについては、次を参照。McCullers [1971] p. 164, Kerr [1989] pp. 44, 46, FASB [1990] pars. 300-305, pars. 368-370, Australian Accounting Research Foundation [1992] Appendix, par. 27, 占賀 [1996] 244-246ページ。

19) FASB の1990年 DM では、転換社債について確率論的アプローチを批判する見解において、表示の忠実性に対する懸念が示されている（FASB [1990] par. 305）。

配当は利子費用と同じ扱いになり、資本と区分すれば POW 株式の配当は通常の株式と同じように利益処分となる、と考えると、作成者の都合で POW 株式に係る配当の扱いを決定できることになり、やはり客観性が保たれない。ゆえに、このような理由から、確率論的アプローチを採ることは同意できない。

たとえ POW が取引開始当初からイン・ザ・マネーであったとしても、そのことを根拠に POW 株式を負債とするのは、確率論的アプローチをはじめから適用していることに他ならず、筆者としては同意できない。また、取引開始後に POW がアウト・オブ・ザ・マネーからイン・ザ・マネーになったことを理由に、POW 株式を持分から負債へと区分変更することも、確率論的アプローチを適用していることになり、同意できない。よって、POW の行使可能性を基に POW 株式の区分を考察することには、忠実性や客観性の欠如という観点から、同意できない。

客観的な要件としては、「POW 株式は行使されるまで株式の要件（自益権と共益権）を満たしているか否か」ということが考えられる。しかし、株式の要件を満たさない株式は通常あり得ないと考えられる。ゆえに、POW が行使されるまでは、POW 株式は資本と区分されるべきであると考えられる。

(3-C) POW 株式の相手勘定に関する借方の分類問題

それでは、POW 株式を表示した際に借方に生じる、POW 株式の相手勘定について考察してみよう。EITF ルールは、POW 株式を表示する際、POW 株式の金額を「持分から除外する」ことを規定するだけである。よって、持分であれば何を減少させてもよいことになる。ゆえに、論理的には説明できないような処理がなされる可能性がある（池田 [1999b] 181ページ）。

そこで、POW 株式の相手勘定に関する、借方の分類に関しては、第Ⅱ節で挙げた方法が考えられる。まず、自己株式が生じていないのに自己株式が生じたと表示する（C-オ）は論理的ではないし、POW 株式の表示を利益剰余金

の取り崩しと説明する(C-エ)も論理的ではない。また、(C-イ)は資本剰余金がゼロである場合にはPOW取引そのものできないことになり、論理的ではない。また、(C-ア)も、資本金の額よりもPOW株式の金額の方が大きい場合には資本金がマイナスとなり、論理的ではない。よって、最も論理的なのは(C-ウ)であると考えられる。すなわち、資本として示されたPOW株式の金額の分だけ、資本金と資本剰余金を比例的に減少させるべきであると思われる。実務では、(C-オ)を採る事例や、(C-ア)と(C-エ)を組み合わせた事例などがある²⁰⁾が、これらは全て「持分」であるため、EITFルールでは、これらのような非論理的な処理が容認されてしまう。ゆえに、会計ルールの次元で持分内部の会計処理について何らかの規定を設けるべきであろう(池田 [1999b] 183-184ページ)。

V 総括と残された課題

本稿では、POW取引に関する会計問題を検討した。そこでは、決済方法(あるいは決済方法の選択権の有無)に拘らず、オプション料の授受取引は損益取引であるから受け取ったオプション料を収益とみなす一方で、決済に係る取引は資本取引であるから決済において償還損失は計上すべきではないと結論付けた。また、POWは負債であり、POW株式は資本とし、POW株式の相手勘定は資本金および資本剰余金とすること、そして、POWは公正価値評価し、評価損益を稼得利益に計上すべきであるが、自己株式取引を資本取引とすることを前提とすれば、POW取引にヘッジ会計は適用できないということを論じた。

ただし本稿の仮定に反し、自己株式が資産であると結論されれば、決済に係る取引も含め、POW取引全体が損益取引とされるが故に、決済時の償還損失は計上され、さらにFASB基準書第133号のヘッジ会計適用要件を満たせばヘッジ会計を適用できることになる。このことから、POW取引の会計問題は

20) こうした事例については、池田 [1999b] 179-180ページを参照。

自己株式の会計問題と密接に関わっていることが分かる。

また本稿では、POW取引の性格付けを考慮した上でPOWの区分問題などの会計問題を考察した。このことから、取引の性格付けを行うことが、こうした2つの区分問題を解く鍵の1つとなりうるということが明らかになる。さらに、決済方法が多様化し、決済方法の選択が可能になっている現状を考慮すると、POW取引全体を一個の取引と見ることには無理があり、オプション料の受払取引と決済に係る取引を別個の取引とした上で会計問題を考察すべきであることを論じた。このことは、自社の株式が絡んだ他のオプション取引（たとえばワラントやストック・オプションなど）の会計問題を考察する際にも参考になるものと思われる。

そして、POWの区分に関するフローチャートという形で、資産・負債アプローチに沿った場合の負債と持分の区分問題と持分内部の区分問題の関連を示した。しかし、本稿では、POW取引を素材に、資産・負債アプローチに依拠した場合の負債と持分の区分問題と持分内部の区分問題の関連を示したのみであり、収益・費用アプローチなどの、資産・負債アプローチ以外のアプローチに依拠すると、異なる結論が導き出されるものと考えられる。この点については、今後の検討課題としたい。

また、前述の通り、ヘッジ会計の適用問題などのPOW取引の会計問題に絡んで、自己株式の性格付けが問題になる。本稿では「すべての自己株式取引を資本取引とする」という米国の通説に従ったが、紙幅の都合もあり、自己株式の問題を検討することはできなかった。よって、自己株式問題の検討については、今後の検討課題とせざるを得ない。

引用文献一覧

- 池田幸典 [1999a] 「自社の株式を対象とした売建プット・オプション取引における会計問題(1)」『経済論叢』第164巻第2号。
—— [1999b] 「持分概念の曖昧さと会計実務における弾力性」『経済論叢』第164巻第6号。

- 伊藤邦雄 [1996] 『会計制度のダイナミズム』岩波書店。
- 梶田龍三 [1996] 「自己株式を対象としたプット・オプションの会計問題」『旬刊経理情報』第788号。
- [1997] 「デリバティブと自己株式会計」『会計』第151巻第5号。
- [1999] 「デリバティブと資本会計」『会計』第155巻第3号。
- 古賀智敏 [1996] 『デリバティブ会計』森山書店。
- 弥永真生 [1998] 『デリバティブと企業会計法』中央経済社。
- APB [1966] *Reporting the Results of Operations*, Opinion, No. 9. (日本公認会計士協会国際委員会訳【AICPA 会計原則審議会意見書】大蔵財務協会, 1978年)。
- AAA・FASC [1993] "Response to the FASB Discussion Memorandum 'Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both,'" *Accounting Horizons*, Vol. 7, No. 3, pp. 105-113.
- Australian Accounting Research Foundation [1992] *Definition and Recognition of the Elements of Financial Statements*, Statement of Accounting Concepts, No. 4.
- Bentley, H. C. [1911] *Science of Accounts*, The Ronald Press Company.
- EITF [1987] *Sale of Put Option on Issuer's Stock*, Issue Summary/Minutes, Issue No. 87-31.
- [1997] *Accounting for Derivatives Financial Instruments Indexed to, and Potentially Settled in, a Company's Own Stock*, Issues No. 96-13, in *EITF Abstracts: A Summary of Proceedings of the FASB Emerging Issues Task Force, as of September 18, 1997*, ed. by FASB, pp. 871-874G.
- Esquerré, P. J. [1914] *The Applied Theory of Accounts*, The Ronald Press Company.
- FASB [1985] *Element of Financial Statement*, Statement of Financial Accounting Concepts, No. 6. (平松一夫・広瀬義州訳【FASB 財務会計の諸概念(改訳新版)】中央経済社, 1994年)。
- [1990] *An Analysis of Issues Related to Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*, Discussion Memorandum.
- [1998] *Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, Statement of Financial Accounting Standards, No. 133.
- Holt, W. A. and E. L. Morris [1934] "Some Aspects of Reacquired Stock, 1931-1933," *Harvard Business Review*, Vol. 12, No. 4, pp. 505-510.
- Kerr, J. St. G. [1989] *The Concept of Equity in Financial Accounting*, Australian Accounting Research Foundation.

- McCullers, L. D. [1971] "An Alternatives to APB Opinion No. 14," *Journal of Accounting Research*, Vol. 9, No. 1, pp. 160-164.
- Montgomery, R. H. [1912] *Auditing Theory and Practice*, The Ronald Press Company.
- Paton, W. A. [1919] "Some Phase of Capital Stock," *The Journal of Accountancy*, Vol. 27, No. 5, pp. 321-335.
- Rueschhoff, N. G. [1978] "The Evolution of Accounting for Corporate Treasury Stock in the United States," *The Accounting Historians Journal*, Vol. 5, No. 1, pp. 1-7.
- Sunley, W. T. [1915] "Treasury Stock," *The Journal of Accountancy*, Vol. 20, No. 6, pp. 424-429.